

出雲市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

出雲市通学路安全推進会議

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小・中学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「出雲市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下を構成員とする「出雲市通学路安全推進会議」を設置します。※推進会議には代理出席を認める。

構 成 員	役 割
【市教育委員会】 <ul style="list-style-type: none">・出雲市教育委員会 副教育長（委員長）・出雲市教育委員会 児童生徒支援課長	学校の安全計画の策定や通学路指定に関し、指導助言及び安全教育の推進を支援するとともに、安全確保に向けて関係機関への要請・調整に取り組みます。
【交通安全担当部署】 <ul style="list-style-type: none">・出雲市防災安全部防災安全課長（副委員長）	関係機関・組織と連携し、出雲市における交通安全施策を推進するとともに、交通安全指導など、児童等の安全確保対策に取り組みます。
【道路管理者】 <ul style="list-style-type: none">・国土交通省松江国道事務所管理第二課（1名）・国土交通省松江国道事務所 　　出雲維持出張所（1名）・島根県出雲県土整備事務所 　　企画調整スタッフ（1名）・島根県出雲県土整備事務所 　　維持管理部維持第一課（1名）・出雲市都市建設部 建設企画課（1名）・出雲市都市建設部 道路建設課（1名）・出雲市都市建設部 道路河川維持課（1名）・出雲市都市建設部 街路整備室（1名）	所管する道路に関し、学校が指定する通学路の整備や防護柵の設置などの安全確保に取り組みます。
【警察署（公安委員会）】 <ul style="list-style-type: none">・出雲警察署交通総務課長	児童等の安全安心な登下校のために、道路の交通安全施設整備、交通規制、交通安全指導、取締りなどに取り組みます。

【学校】	より安全な通学路を指定した上で学校安全計画に基づき危険箇所を把握し、安全教育や登下校時の安全指導を徹底します。また、関係機関・組織と協議して改善を要請します。
【自治協会・PTA・交対協】	通学路の危険箇所の把握、街頭指導・パトロールなどの校外指導、地域や家庭における安全教育などを行います。

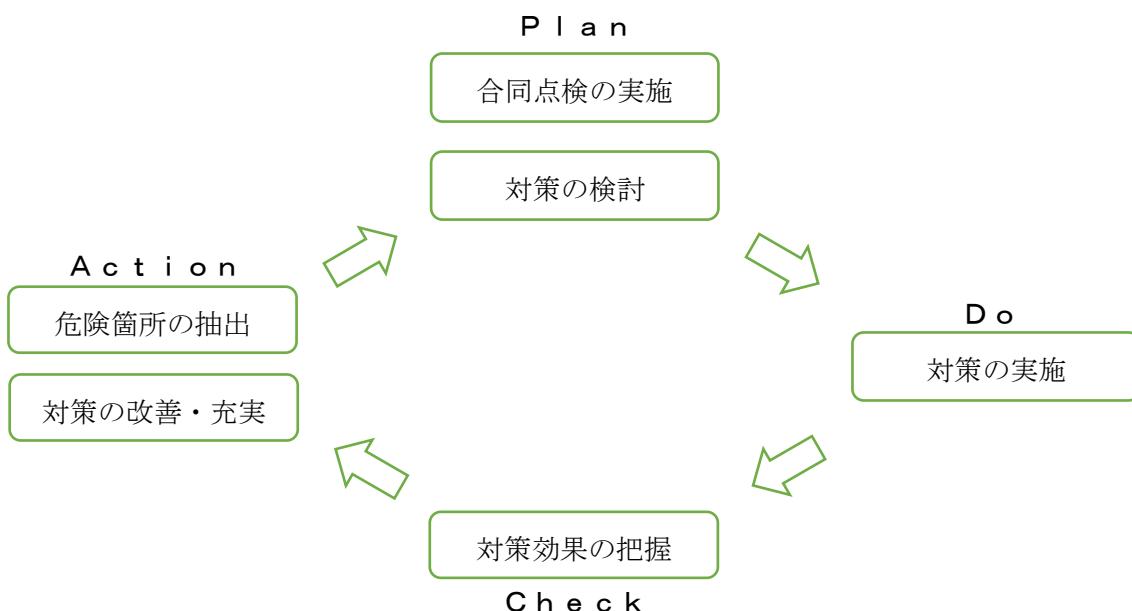
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、平成24年度に実施した緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握を行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組みをPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 危険箇所の抽出

随時、学校や自治会等が、危険と判断した箇所（交通安全施設等にかかるものを除く）について、道路管理者と協議を行います。

(3) 合同点検

ア 合同点検の実施時期等

道路管理者と教育委員会が連絡調整をして、隨時、合同点検を実施します。

イ 合同点検の体制

小・中学校ごとに、教育委員会、警察、道路管理者、学校、保護者、自治会等が参加して合同点検を行います。

(4) 対策の検討

「出雲市通学路安全推進会議」において、事業主体の確認や対策等について協議します。

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに防護柵設置や路面表示のようなハード対策や交通規制、交通安全教育のようなソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(5) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

(6) 対策効果の把握

対策実施後、実際に期待した効果が上がっているのかどうかを、学校を通じて把握します。

(7) 対策の改善・充実

効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

[取組の時期及び内容]

時 期	内 容
隨時	危険箇所の抽出（交通安全施設等にかかるものを除く） ・学校や自治会等が道路管理者と協議
随时	合同点検の実施 ・現地で対策方法の検討
12月～2月	通学路安全推進会議 ・対策の検討、決定
対策完了後	対策効果の報告 ・対策実施後の効果について該当小・中学校から報告書を提出

4 危険箇所に関する情報共有

小・中学校ごとの点検結果や対策内容等については、関係者間で認識を共有するとともに、「通学路の危険箇所対策一覧表」、「通学路の危険箇所票」、「通学路対策箇所図」を作成し、公表します。

5 その他

合同点検を実施せずに対策を検討する場合についても、上記3 (3)を除いた同様な取組を実施します。

6 プログラムの経過

平成26年 7月31日策定

平成27年11月18日一部改定

平成28年11月 2日一部改定

平成31年 1月21日一部改定

令和 2年 1月27日一部改定

令和 4年 2月 1日一部改定

令和 7年 1月21日一部改訂